

第5期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2021年6月22日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所 横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号
横浜銀行本店
はまぎんホール ヴィアマーレ

決議事項 第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件

CONCORDIA
Financial Group



株式会社 コンコルディア・フィナンシャルグループ
証券コード：7186

株主の皆さまにおかれましては、**新型コロナウイルス**感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、**極力、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。**

株主の皆さまには、平素よりご厚情を賜り、誠にありがとうございます。

コンコルディア・フィナンシャルグループは、2016年の発足から今年で6年目を迎えました。

人口減少・高齢化やマイナス金利政策の長期化に加えて、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の停滞、新しい生活様式の浸透など、私たちの経営環境はこれまでにない速さで大きく変化しています。

このような環境のもと、当社グループは「従来の銀行を超える新しい金融企業」という長期的にめざす姿の実現に向け、2019年度からの3年間を計画期間とする中期経営計画に取り組んでおります。

2020年度は、中期経営計画の2年目として、3つの基本方針にもとづき、ソリューション営業の高度化・店舗オペレーション改革・強い組織と人づくりの強化などの重点施策を着実かつ迅速に推し進めていく年に位置付け、各施策の取り組みを進めてまいりました。

最終年度となる2021年度は「構造改革の総仕上げの年」と位置づけ、3つの基本方針であるコアビジネスの深化、構造改革による生産性向上、経営基盤強化の各施策の取り組みをさらに加速・深化させ、「レジリエンスが高く持続的に収益を上げられる経営基盤の構築」を実現し、新たな成長ステージにつなげてまいります。

今後とも、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



2021年5月
株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ

代表取締役社長 大矢 恭好

CONTENTS

TOP MESSAGE	1	■ 監査報告書	61
■ 第5期定時株主総会招集ご通知.....	3	(ご参考) トピックス	67
議決権行使のお願い	5		
■ 株主総会参考書類	8		
■ 第5期事業報告.....	22		
■ 連結計算書類	57		
■ 計算書類	59		



当社ホームページ

<https://www.concordia-fg.jp/>



コンコルディア・フィナンシャルグループ

検索

2021年5月26日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋2丁目7番1号
株式会社 コンコルディア・フィナンシャルグループ
代表取締役社長 大 矢 恭 好

第5期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第5期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、適切な新型コロナウイルス感染防止策を実施したうえで、開催させていただくことといたします。

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2021年6月21日（月曜日）午後5時まで**に、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月22日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号
横浜銀行本店 はまぎんホール ヴィアマーレ

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項** 第5期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決 議 事 項** 第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

(1) 次の事項につきましては、法令および定款第15条の規定にもとづき、インターネット上の当社のウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。

- ①事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

したがって、本招集ご通知添付書類は、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類または計算書類の一部であり、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

- (2) 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。
- (3) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

以上

-
- ◎株主さまではないご同伴の方、お子さまなど、**株主さま以外の方は総会にご出席いただけません**ので、ご注意願います。
 - ◎当日は当社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきます。
 - ◎株主さまへのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
 - ◎決議結果につきましては、後日、当社のウェブサイトに掲載させていただきます。

<新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお知らせ>

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により対応を変更する場合がございます。当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
- ・株主さま控室のご用意および飲み物の提供は中止とさせていただきます。
- ・発熱があると認められる方、咳の症状がある方、体調不良と思われる方等は、入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用にて対応させていただきます。
- ・ご来場の株主さまには、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。
- ・株主総会当日に上映するビデオを、2021年6月15日（火）（予定）に当社ウェブサイトで配信いたします。
- ・株主総会の模様を、株主さま限定のライブ配信サイトで、ライブ配信いたします。また、当社ウェブサイトでも、後日配信を予定しております。

当社ウェブサイト

<https://www.concordia-fg.jp/>

議決権行使のお願い

株主総会参考書類8頁～21頁をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。議決権行使には以下の3つの方法がございますが、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使

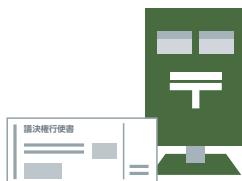


インターネットにより**議決権行使ウェブサイト**にアクセスしていただき、議決権を行使ください。詳細は次頁をご覧ください。

行使期限

**2021年6月21日（月）
午後5時まで**

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

行使期限

**2021年6月21日（月）
午後5時到着分まで**

株主総会へ出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願いいたします。

株主総会開催日時

**2021年6月22日（火）
午前10時**

複数回にわたり議決権行使をされた場合の取り扱い

- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合はインターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効な議決権行使といたします。

機関投資家のみなさまへ

株式会社ICJに事前に申し込まれた場合には、同社が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使

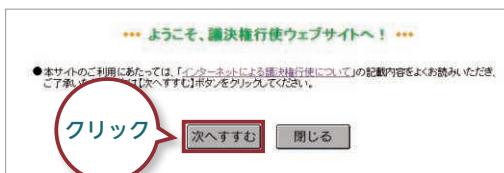
行使期限 2021年6月21日(月)午後5時まで

インターネットによる議決権行使のご案内

当社の指定する議決権行使ウェブサイトから行使してください。

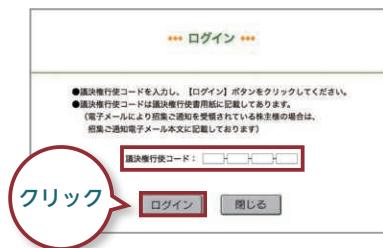
STEP 1  <https://www.e-sokai.jp> 議決権行使ウェブサイトへアクセス

STEP 2



インターネットによる議決権行使についてをお読みいただき、**次へすすむ**をクリック

STEP 3



議決権行使コードを入力し、**ログイン**をクリック

パスワード変更画面が表示されますので議決権行使書面に記載されたパスワードを入力の上、ご使用になるパスワードを登録願います。

※ 議決権行使コード、パスワードは本書同封の議決権行使書面の裏面に記載されております。

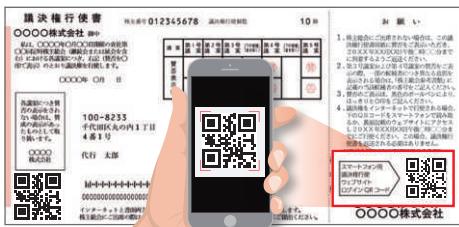
STEP 4

以降画面の案内に従って賛否をご入力願います。

スマートフォンからは「スマート行使[®]」をご利用ください。

議決権行使書面の右下に記載の専用QRコードから、「議決権行使コード」「パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインできます。

※ QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



ご注意

- 1) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金等は株主さまのご負担となります。
- 2) スマート行使による議決権行使は一回のみ可能です。一度議決権行使をした後で行使内容を変更される場合、パソコン向けサイトで「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログインしてください。(QRコードを再度読み取っていただくとパソコン向けサイトへアクセスできます。)

パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせ先について

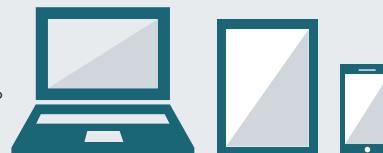
日本証券代行株式会社
代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル

 0120-707-743

受付時間 | 9:00~21:00 土曜・日曜・祝日も受付

ライブ配信のご案内

株主総会の模様を、株主さま限定のライブ配信サイトで、ライブ配信いたします。



公開日時 2021年6月22日（火曜日）午前10時より

視聴方法

●IDおよびパスワードを入力する画面が表示されますので、下記のIDおよびパスワードをご入力ください。

ID

パスワード

ライブ配信ご視聴にあたってのご注意事項

- ライブ配信をご視聴される株主さまは、株主総会当日の決議にご参加いただくことはできません。書面またはインターネット等により事前に行使いただきますようお願いいたします。（5～6頁参照）
- ライブ配信内でのご質問およびご意見はお受けすることができません。
- ライブ配信の音声は日本語のみです。
- ご使用のインターネット接続環境および回線の状況等によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
- ライブ配信をご視聴いただくための通信料につきましては、株主さまのご負担となります。
- 快適にご視聴いただくために、スマートフォンやタブレットでのご視聴は、Wi-Fi環境を推奨いたします。
- IDおよびパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- 音声および映像を通じて得た株主さまの個人情報やその他株主さまのプライバシーに関わる事項を第三者に開示・提供することは固く禁じさせていただきます。
- 音声および映像データの公開を目的とした、音声・動画の録音・録画はご遠慮ください。
- ご出席される株主さまのプライバシーに配慮いたしまして、中継の映像は議長席および役員席付近のみを基本とさせていただきますが、やむを得ず株主さまが映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

後日配信

株主総会の模様については、当社ウェブサイトでも、後日配信を予定しております。

当社ウェブサイト <https://www.concordia-fg.jp/>

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

現在の取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。その候補者は次のとおりであります。

なお、社外取締役3名については、全員が当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。（同基準については21頁をご参照ください。）

候補者 番号		氏名	性別	現在の当社における 地位および担当
1	再任	おお や やす よし 大 矢 恭 好	男性	代表取締役社長
2	再任	おお いし よし ゆき 大 石 慶 之	男性	取締役
3	再任	こ みね ただし 小 峰 直	男性	取締役
4	再任	すず き よし あき 鈴 木 嘉 明	男性	取締役 経営企画部・ ICT統括部担当
5	再任	あき よし みつる 秋 吉 満	男性	社外 独立役員 取締役
6	再任	やま だ よし のぶ 山 田 能 伸	男性	社外 独立役員 取締役
7	再任	よ だ ま み 依 田 真 美	女性	社外 独立役員 取締役

候補者
番号

1

おおや やすよし
大矢 恭好

再任



生年月日：1962年4月19日（満59歳）

現在の当社における地位および担当：代表取締役社長

所有する当社の株式の数：普通株式 44,700株

取締役会への出席状況（2020年度）：14回／14回（100%）

略歴：

1985年 4月	株式会社横浜銀行入行	2016年 4月	当社 代表取締役 株式会社横浜銀行
2008年 8月	同 事務統括部長		代表取締役常務執行役員
2010年 4月	同 リスク統括部長	2016年 6月	株式会社横浜銀行 取締役執行役員
2011年 5月	同 執行役員経営企画部長	2018年 6月	当社 取締役 株式会社横浜銀行
2012年 6月	同 取締役執行役員経営企画部長		代表取締役頭取（現任）
2013年 4月	同 取締役執行役員経営企画部長 ブランド戦略本部副本部長	2020年 4月	当社 代表取締役社長（現任）
2014年 4月	同 取締役常務執行役員 ブランド戦略本部副本部長		
2015年 4月	同 代表取締役常務執行役員営業本部長 ブランド・CSR戦略本部長		

■ **取締役候補者とした理由等**

大矢恭好氏は、当社グループの一員として、経営企画部門のほか、リスク管理部門やIT部門等に携わるなど、当社グループの経営管理や事業運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、当社の代表取締役社長および株式会社横浜銀行の代表取締役頭取としての豊富な経営経験を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当社グループの経営管理および事業運営を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

■ **重要な兼職の状況**

株式会社横浜銀行 代表取締役頭取

候補者
番号

2

おおいし よしゆき
大石 慶之

再任



生年月日：1962年4月12日（満59歳）

現在の当社における地位および担当：取締役

所有する当社の株式の数：普通株式 67,900株

取締役会への出席状況（取締役就任以降）：11回／11回（100%）

略歴：

1985年 4月	株式会社横浜銀行入行	2016年 6月	同 取締役執行役員
2008年10月	同 蒲田支店長兼蒲田エリア委員長	2017年 6月	同 取締役常務執行役員
2010年 4月	同 事務統括部長	2018年 6月	同 代表取締役常務執行役員 (2019年11月退任)
2011年 5月	同 営業本部副本部長 事務統括部長	2019年12月	当社 常務執行役員
2012年 5月	同 融資部長		株式会社東日本銀行 代表取締役頭取（現任）
2013年 4月	同 執行役員融資部長	2020年 6月	当社 取締役（現任）
2014年 4月	同 執行役員人財部長		
2016年 4月	同 執行役員		

■ 取締役候補者とした理由等

大石慶之氏は、当社グループの一員として、人事部門のほか、融資部門や事務管理部門等に携わるなど、当社グループの経営管理や事業運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、株式会社横浜銀行の代表取締役および株式会社東日本銀行の代表取締役頭取としての豊富な経営経験を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当社グループの経営管理および事業運営を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

■ 重要な兼職の状況

株式会社東日本銀行 代表取締役頭取

候補者番号 **3** こ み ね **小峰** ただし **直**

再任



生年月日：1965年2月20日（満56歳）

現在の当社における地位および担当：取締役

所有する当社の株式の数：普通株式 29,000株

取締役会への出席状況（取締役就任以降）：11回／11回（100%）

略歴：

1988年 4月	株式会社横浜銀行入行	2017年 4月	株式会社横浜銀行 執行役員総合企画部長
2008年 4月	同 経営管理部危機管理室長 兼危機管理オフィサー	2017年 6月	同 取締役執行役員総合企画部長
2009年 4月	同 阪東橋支店長	2018年 4月	同 取締役執行役員
2012年 5月	同 秘書室長	2018年 9月	当社 常務執行役員
2015年 4月	同 執行役員営業本部副本部長 営業企画部長	2019年 4月	株式会社横浜銀行 取締役常務執行役員
2016年 4月	当社 執行役員 グループ戦略企画部副部長 (2018年3月退任) 株式会社横浜銀行 執行役員 営業企画部長	2019年12月	同 代表取締役常務執行役員
		2020年 6月	当社 取締役（現任）
		2021年 4月	株式会社横浜銀行 代表取締役常務執行役員 地域戦略統括部・協会関連業務・SDGs 推進担当（現任）

■ **取締役候補者とした理由等**

小峰直氏は、当社グループの一員として、経営企画部門のほか、営業部門やリスク管理部門等に携わるなど、当社グループの経営管理や事業運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、当社の取締役および株式会社横浜銀行の代表取締役としての豊富な経営経験を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当社グループの経営管理および事業運営を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

■ **重要な兼職の状況**

株式会社横浜銀行 代表取締役常務執行役員

候補者
番号

4

すずき よしあき
鈴木 嘉明

再任



生年月日：1966年1月29日（満55歳）

現在の当社における地位および担当：取締役 経営企画部・ICT統括部担当

所有する当社の株式の数：普通株式 20,700株

取締役会への出席状況（取締役就任以降）：11回／11回（100%）

略歴：

1988年4月	株式会社横浜銀行入行	2018年4月	当社 執行役員 グループ戦略企画部副部長 (2018年9月退任)
2006年11月	同 大口支店長		
2010年4月	同 営業本部主任営業店指導役		
2013年2月	同 瀬谷支店長		
2015年4月	同 大船支店長兼大船エリア委員長		
2016年4月	同 執行役員横須賀支店長 兼横須賀ブロック営業本部長	2019年4月	株式会社横浜銀行 執行役員営業本部長
		2019年6月	同 取締役執行役員営業本部長
		2020年6月	当社 取締役
		2021年4月	同 取締役 経営企画部・ICT統括部担当 (現任) 株式会社横浜銀行 取締役常務執行役員 総合企画部・ICT推進部・タレントマネジ メント推進担当 (現任)

■ 取締役候補者とした理由等

鈴木嘉明氏は、当社グループの一員として、複数の営業店の支店長を歴任し、本部営業部門に携わるなど、当社グループの営業戦略や事業運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、当社の取締役および株式会社横浜銀行の取締役としての豊富な経営経験を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当社グループの経営管理および事業運営を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としてしました。

■ 重要な兼職の状況

株式会社横浜銀行 取締役常務執行役員

候補者
番号

5

あきよし
秋吉

みつる
満

再任

社外

独立役員



生年月日：1956年1月9日（満65歳）

現在の当社における地位および担当：取締役

所有する当社の株式の数：普通株式 1,900株

取締役会への出席状況（2020年度）：14回／14回（100%）

略歴：

1978年 4月	丸紅株式会社入社	2018年 6月	同 特別顧問（2019年3月退任）
2007年 4月	同 執行役員	2019年 4月	エムジーリース株式会社 （現 みずほ丸紅リース株式会社） 代表取締役社長（現任）
2009年 4月	同 常務執行役員		
2010年 6月	同 代表取締役常務執行役員	2019年 6月	当社 取締役（現任）
2012年 4月	同 代表取締役専務執行役員		国際石油開発帝石株式会社 （現 株式会社INPEX） 監査役（現任）
2014年 4月	同 代表取締役副社長執行役員		
2015年 4月	同 代表取締役副社長執行役員 生活産業グループCEO		
2018年 4月	同 取締役特別顧問		

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等

秋吉満氏は、丸紅株式会社で代表取締役副社長執行役員および生活産業グループCEO等を歴任され、現在はみずほ丸紅リース株式会社の代表取締役社長を務められるなど、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、かかる経験・知見にもとづき、独立社外取締役として、当社グループの経営に対して客観的・専門的な視点から有益な意見・提言をいただいております。以上のことから、引き続き、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上をはかる観点から、取締役および経営陣に対して適時適切に意見・提言をいただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。

■ 重要な兼職の状況

みずほ丸紅リース株式会社 代表取締役社長、株式会社INPEX 社外監査役

■ 独立性について

秋吉満氏は、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、当社は同氏を、株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏は、2018年6月まで丸紅株式会社の取締役特別顧問を務め、現在はみずほ丸紅リース株式会社の代表取締役社長を務めておりますが、丸紅株式会社と当社およびグループ各社との間における2020年度の取引額は、同社連結売上高および当社連結業務粗利益の1%未満であること、また、みずほ丸紅リース株式会社と当社およびグループ各社との間における取引はないことから、独立性に影響を与えるものではありません。

■ その他

秋吉満氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。

候補者
番号

6

やま だ よしの ぶ
山田 能伸

再任

社外

独立役員



生年月日：1955年8月5日（満65歳）

現在の当社における地位および担当：取締役

所有する当社の株式の数：1,000株

取締役会への出席状況（取締役就任以降）：11回／11回（100%）

略歴：

1978年 4月	株式会社富士銀行入行 (1994年1月退職)	2008年 9月	オリバントアドバイザーズ 代表パートナー（2009年7月退任）
1994年 2月	CSファースト・ボストン証券会社 東京支店 バイスプレジデント (1995年2月退任)	2009年 9月	ドイツ証券株式会社 マネジングディレク ター（2019年7月退任）
1995年 3月	スミス・ニューコート証券会社 バイspreジデント	2019年11月	PwCアドバイザーリー合同会社 シニアアドバイザー（2020年4月退任）
1995年 9月	メリルリンチ証券会社 マネジングディレ クター（2008年7月退任）	2020年 6月	当社 取締役（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等

山田能伸氏は、アナリストとして主に金融分野の分析に関する豊富な経験と高度な専門知識を有するとともに、証券会社にて要職を歴任されるなど、金融の専門家としての幅広い知見を有しており、かかる経験・知見にもとづき、独立社外取締役として、当社グループの経営に対して客観的・専門的な視点から有益な意見・提言をいただいております。以上のことから、引き続き、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上をはかる観点から、取締役および経営陣に対して適時適切に意見・提言をいただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

■ 重要な兼職の状況

なし

■ 独立性について

山田能伸氏は、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、当社は同氏を、株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

■ その他

山田能伸氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。

候補者
番号 **7** **依田 真美**
(戸籍上の氏名 深沢 真美)

再任

社外

独立役員



生年月日：1961年3月29日（満60歳）

現在の当社における地位および担当：取締役

所有する当社の株式の数：1,600株

取締役会への出席状況（取締役就任以降）：11回／11回（100%）

略歴：

1986年 1月	クレディ・スイス東京支店入行 (1997年7月退職)	2005年 4月	同 マネジング・ディレクター (2009年7月退任)
1997年 8月	スタンダード・アンド・プアーズ・インターナショナルLLC アソシエート・ディレクター	2017年 4月	相模女子大学学芸学部英語文化コミュニケーション学科 准教授（現任）
2000年 4月	同 ディレクター	2020年 4月	相模女子大学大学院 社会起業研究科 准教授（現任）
		2020年 6月	当社 取締役（現任）

■ **社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等**

依田真美氏は、長年、スタンダード・アンド・プアーズ・インターナショナルLLCで事業会社等に関する格付・調査業務に携われ、現在は経営学の専門家として相模女子大学や同大学院で教鞭を執られるなど、高度な専門知識と幅広い知見を有しており、かかる経験・知見にもとづき、独立社外取締役として、当社グループの経営に対して客観的・専門的な視点から有益な意見・提言をいただいております。以上のことから、引き続き、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上をはかる観点から、取締役および経営陣に対して適時適切に意見・提言をいただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

■ **重要な兼職の状況**

相模女子大学学芸学部英語文化コミュニケーション学科 准教授
相模女子大学大学院社会起業研究科 准教授

■ **独立性について**

依田真美氏は、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、当社は同氏を、株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

■ **その他**

依田真美氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 責任限定契約の締結について
当社は、社外取締役候補者である秋吉満氏、山田能伸氏および依田真美氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務をおこなうにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う旨の契約を締結しております。3氏が取締役に選任された場合、当社と3氏との間で当該契約を継続する予定であります。
3. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、保険会社との間において、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がおこなった行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金および争訟費用等が補償されます。なお、各候補者が取締役に選任された場合は、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第2号議案

監査役2名選任の件

現在の監査役5名のうち、監査役前川洋二氏および緒方瑞穂氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたします。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。その候補者は次のとおりであります。

なお、社外監査役1名については、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。(同基準については21頁をご参照ください。)

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

候補者 番号		氏 名	性別	現在の当社における 地位
1	新任	はら 原 光 宏	男性	—
2	新任	の ぐち 野 □ 真有美	女性	社外 独立役員

候補者
番号

1

はら みつひろ
原 光宏

新任



生年月日：1963年2月15日（満58歳）

現在の当社における地位：－

所有する当社の株式の数：普通株式 48,700株

取締役会への出席状況：－

監査役会への出席状況：－

略歴：

1985年 4月	株式会社横浜銀行入行	2015年 4月	同 執行役員相模原駅前支店長
2004年10月	同 伊勢原支店長		兼北ブロック営業本部長
2006年11月	同 本店営業部営業第1部長	2017年 4月	同 執行役員 融資部担当
2008年 4月	同 法人営業部長		(2018年3月退任)
2009年 4月	同 町田支店長兼町田エリア委員長	2018年 5月	株式会社さいか屋 監査役（現任）
2012年 5月	同 営業企画部長	2018年 6月	株式会社横浜銀行 常勤監査役（現任）
2013年 4月	同 執行役員営業本部副本部長 営業企画部長		

■ 監査役候補者とした理由等

原光宏氏は、当社グループの一員として、複数の営業店の支店長を歴任し、本部営業部門や融資部門等に携わるなど、当社グループの営業戦略や事業運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、株式会社横浜銀行の監査役としての豊富な経験を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当社の取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行し、当社グループの健全で持続的な成長の確保に貢献できる人物と判断し、監査役候補者となりました。

■ 重要な兼職の状況

株式会社横浜銀行 常勤監査役、株式会社さいか屋 社外監査役

候補者
番号

2

のぐち まゆみ
野口 真有美

新任

社外

独立役員



生年月日：1968年9月3日（満52歳）

現在の当社における地位：－

所有する当社の株式の数：－

取締役会への出席状況：－

監査役会への出席状況：－

略歴：

1991年 4月	株式会社三菱銀行入行 (1993年1月退職)	2008年 4月	野口公認会計士事務所 所長（現任）
1993年 3月	シティバンク、エヌ・エイ在日法人入社 (1995年6月退職)	2014年11月	株式会社Phone Appli 監査役 (2018年8月退任)
1998年10月	朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入社（2008年3月退職）	2015年 4月	独立行政法人国立公文書館 監事（現任）
		2018年 3月	日本フェンオール株式会社 取締役（現任）

■ 社外監査役候補者とした理由等

野口真有美氏は、長年、公認会計士事務所の所長を務められているほか、監査法人における監査実務の経験を有するなど、財務・会計の専門家としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、中立・独立の立場から適時適切に監査意見の形成および表明をおこない得る人物と判断し、社外監査役候補者となりました。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

■ 重要な兼職の状況

野口公認会計士事務所 所長、独立行政法人国立公文書館 監事、
日本フェンオール株式会社 社外取締役

■ 独立性について

野口真有美氏は、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、当社は同氏を、株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。なお、同氏は、現在野口公認会計士事務所の所長を務めておりますが、同事務所と当社およびグループ各社との間における取引はないこと等から、独立性に影響を与えるものではありません。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 責任限定契約の締結について
当社は、原光宏氏および野口真有美氏が監査役に選任された場合、両氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務をおこなうにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う旨の契約を締結する予定であります。
3. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、保険会社との間において、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がおこなった行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金および争訟費用等が補償されます。なお、各候補者が監査役に選任された場合は、いずれの監査役も当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

<ご参考>

社外取締役および社外監査役候補者の選任にあたっては、当社が上場する金融商品取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、以下の「社外役員の独立性判断基準」を満たす者とします。なお、以下に記載する「グループ各社」とは、当社の子会社である株式会社横浜銀行および株式会社東日本銀行であります。

○社外役員の独立性判断基準

当社またはグループ各社における社外取締役および社外監査役候補者は、原則として、現在または最近において以下のいずれの要件にも該当しない者とします。

- (1) A. 当社またはグループ各社を主要な取引先とする者もしくはその者が法人等である場合にはその業務執行者
B. 当社またはグループ各社の主要な取引先である者もしくはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- (2) 当社またはグループ各社から、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等
- (3) 当社またはグループ各社を主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所、法律事務所等に所属する者等
- (4) 当社またはグループ各社から、多額の寄付等を受ける者もしくはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- (5) 当社の主要株主、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- (6) 次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者
 - A. 上記(1)～(5)に該当する者
 - B. 当社またはグループ各社の取締役、監査役、執行役員、重要な使用人等

※ 「最近」の定義：実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

※ 「主要な」の定義：直近事業年度の連結売上高（当社またはグループ各社の場合は連結業務粗利益）の1%以上を基準に判定する。

※ 「法人等」の定義：法人以外の団体を含む。

※ 「多額」の定義：過去3年平均で、年間1,000万円以上

※ 「近親者」の定義：二親等内の親族

※ 「重要でない者」の定義：「重要でない者」とは、会社の役員・部長クラスに従属する職階に属する者および会計事務所、法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士に従属する職階に属する者などをいう。

以上

第5期事業報告 2020年4月1日から2021年3月31日まで

1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【企業集団の主要な事業内容】

当社グループは、当社と子会社等24社により構成される企業集団であり、地域にとつてなくてはならない金融グループとして、銀行業務を中心に、証券業務、リース業務、情報サービス・調査業務、ベンチャーキャピタル業務などをおこなっております。

【金融経済環境】

2020年度のわが国経済を振り返りますと、上期前半は新型コロナウイルス感染症拡大により経済活動が停滞し、個人消費や企業の設備投資が大きく減少するなど、景気が大幅に悪化しましたが、各国の大規模な金融財政政策の発動による効果などから7月以降景気は持ち直しに転じました。下期は輸出や企業の生産活動が回復基調で推移するなど、製造業を中心に景気回復の動きが鮮明となる一方、新型コロナウイルス感染症再拡大により2度目の緊急事態宣言が発令され、個人消費の回復テンポは鈍化するなど、サービス業の一部では引き続き厳しい経済状況が継続しました。

金融面では、日本銀行による「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」が継続されるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、幅広く民間部門の金融仲介機能を一層発揮することを支援するための「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペ」が新たに導入されました。また、日本銀行による金融緩和政

策が強化されたことも背景に、下期前半までは短期金利はマイナス圏、長期金利は概ねゼロ%近傍で推移するとともに、潤沢な市場流動性にも支えられ株式相場は上昇基調で推移しました。下期後半は、米国大統領選挙を巡る不透明感の後退や新型コロナウイルス感染症予防のワクチン実用化によりグローバルに景気回復期待が強まったことを背景に、長期金利はやや上昇に転じたほか、日経平均株価が3万円を超えるなど株式相場はさらに上昇の度合いを強めました。

【企業集団を巡る事業の経過及び成果等】

(2020年度の取り組み)

このような金融経済環境のもと、当社グループは「従来の銀行を超える新しい金融企業」という長期的に目指す姿の実現に向け、2019年度からの3年間を計画期間とする中期経営計画に取り組んでおります。

2020年度は、中期経営計画の2年目として、中期経営計画で掲げた3つの基本方針にもとづき、ソリューション営業の高度化、店舗オペレーション改革、強い組織と人づくりの強化などの重点施策を着実かつ迅速に推し進めていく年に位置付け、以下のような施策に取り組むとともに、東日本銀行の企業価値向上に向けた取り組みを着実に進めました。

①中期経営計画 基本方針1 コアビジネスの深化

当社グループは、ホームマーケットである神奈川・東

京において、これまで培ってきたお客さま基盤を活かしながら、ソリューション営業の高度化や海外ビジネスの拡大等に取り組むことにより、コアビジネスの深化をはかってきました。

ソリューション営業の高度化に向けた態勢面では、本部専門人材の増強をはかるとともに、支店長によるトップセールス活動を強化することなどにより、本部・営業店一体となったお客さまの多様なニーズに応える総合ソリューションの提供態勢を強化しました。また、シンガポール支店を開設し、アジアにおける取引先支援ネットワークを拡充したほか、財務再構築やデジタル化など新型コロナウイルス感染症拡大の影響により変化したお客さまの支援ニーズに応えるコンサルティングメニューを拡充することにより、ソリューション提供力を高めてきました。

法人のお客さまに対しては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による売上高急減などの経営環境の激変に直面されるお客さまの事業継続をサポートするために、自治体や信用保証協会と連携し制度融資を積極的に活用するとともに、新型コロナウイルス緊急資金制度やビジネスエクイティローン（危機対応型）の新設などパー融資の充実をはかることにより、資金繰り支援に最大限努めました。こうした金融仲介機能の発揮に加えて、新型コロナウイルス感染症拡大により加速した事業環境の変化への対応を支援するため、財務・資本政策等のアドバイザー業務やビジネスモデル再構築支援、事業承継支援を強化しました。また、非対面が要請される環境下において、オンラインによる助成金相談会やビジネ

スマッチング相談会を実施したほか、WEB上で販路拡大を支援するオンライン経営支援プラットフォーム「横浜銀行Big Advance」の取り扱いを開始しました。このように、変化の激しい環境下においてもグループ一体となってお客さまの課題解決を通じた企業価値向上支援に取り組みました。

加えて、2019年7月に締結した千葉銀行との業務提携「千葉・横浜パートナーシップ」のもとで、高度化するファイナンス手法の共有やシンジケートローンの共同組成、お客さまの相互紹介を着実に進めたほか、両行の中小企業のお客さまの参加によるオンラインでの新技術マッチング会を開催するなど、環境変化を踏まえた新たな連携施策にも取り組みました。

個人のお客さまに対しては、高まる保険ニーズを捉え、2020年6月に保険パーラー2号店を開設したほか、千葉銀行等と共同で年金保険「10年先へのプレゼント」を開発、販売するなど、商品ラインナップの拡充によりソリューション提供力を高めました。また、新型コロナウイルス感染症拡大により急速に高まる非接触ニーズへの対応を強化するため、つみたてNISAのオンライン契約サポート体制構築や住宅ローン契約の電子化を進めたほか、お客さま向けアプリ「はまぎんアプリ」のリニューアルやWEB上で完結する残高証明書発行手続き、少額口座解約の電話受付の開始など、来店が不要な取引の拡充をはかりました。

また、新設したデジタル戦略部マーケティング戦略室では、最先端の機械学習技術を駆使したデジタルマーケティングにより、お客さまの潜在的なニーズに対してタイ

ムリーに商品を案内できる仕組みを構築しました。スマートフォン決済サービス「はまPay」では、Apple Payに対応させ、約100万か所以上のiD端末での決済を可能とする新たなサービスを開始することで大幅に利便性向上をはかりました。

②中期経営計画 基本方針2 構造改革による生産性向上

お客さまの利便性向上とともに業務の効率化をはかっていくために、デジタル技術を活用した店頭オペレーションや店舗チャネルの改革を中心とした構造改革を推し進めました。

店頭オペレーション改革では、ペーパーレス化を実現する次世代型タブレット端末「AGENT」の全店展開を完了し、お客さまの利便性向上と業務の効率化を両立させる施策を推し進めるとともに、AI（人工知能）・RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）を活用した業務プロセスの見直しや営業店事務の本部集中化を推し進めることで、生産性を向上させました。

店舗チャネル改革では、地域金融機関としての稠密な店舗ネットワークは維持しつつ、効率的な店舗運営をはかっていくために、店舗内店舗形式による店舗効率化施策を推し進めることで、すでに横浜銀行では約14%、東日本銀行では約37%の店舗で統合・軽量化を実施しました。

③中期経営計画 基本方針3 経営基盤の強化

当社グループでは、「従来の銀行を超える新しい金融企業」へ変革していくために、戦略的投資・出資等を活

用し、新たな事業領域に挑戦していくとともに、持続的な成長を支える強い組織と人づくりの強化やSDGs（持続可能な開発目標）への取り組みを積極的に推し進めました。

「戦略的投資・出資等を活用した新たな事業領域への挑戦」では、デジタルマーケティングにおけるUX（顧客体験）を中心とした変革を支援するコンサルティング等を事業とする株式会社ビービットが実施した第三者割当増資の引受けをおこなったほか、株式会社デジタルガレージと共同して金融関連分野のオープンイノベーションに資するテクノロジーやサービスを持つスタートアップを投資対象としたファンド「Hamagin DG Innovation Fund」を設立するなど、主にデジタル・フィンテック分野において外部企業との連携強化を進めました。

「持続的な成長を支える強い組織と人づくりの強化」に向けては、多様な人材が持てる能力を最大限に発揮しうる生産性の高い組織と人づくりを進めていくために、横浜銀行、東日本銀行とともに新たな人事制度を導入し、年次・年齢にとらわれない昇進、能力に応じたポスト運用など全世代が活躍できる環境を整えるとともに、従業員の挑戦を促し、成長を後押しする制度へと進化させました。また、多様化・高度化するお客さまのニーズに対応し、行員一人ひとりが専門性を高め、最適なソリューションを提供していくために、高度な専門性を有する人材が活躍するためのプロ人材制度を構築したほか、2022年4月入行予定の新卒者の採用からデジタルICTコース、データサイエンスコースを新設するなど、コース別採用制度の多様化をはかりました。加えて、人づく

り施策の一環として、新たな研修施設「はまぎんラーニングセンター」を開設し、WEB会議システム等を活用したリアルとオンラインのハイブリッド型研修を可能とする人材育成施設の整備を進めました。

「SDGsへの取り組み」では、「グループSDGs委員会」を設置し、経営トップのリーダーシップのもとで、当社グループが社会とともに持続的に成長するために優先的に取り組むマテリアリティ（重要課題）に沿った施策に取り組まれました。発行手数料の一部を「横浜こどもホスピスプロジェクト」へ寄付する私募債の取り扱いや神奈川県内のベンチャー企業を対象とする「かながわベンチャー限定クラウドファンディング」への参画、サステナビリティの観点からは、CO₂排出量削減に寄与する設備投資の促進を目的とした「ESG利子補給融資」の取り扱い開始など、地域や地域のお客さまの視点に立った取り組みを進めたほか、神奈川県・神奈川県企業庁・東京電力エナジーパートナー株式会社の協定による「アクアデパワーかながわ」第一号案件として、横浜銀行本店ビルにおいて神奈川県営水力発電所で発電する再生可能エネルギーの導入をはかるなど、脱炭素への取り組みを進めました。

④東日本銀行の企業価値向上に向けた取り組み

2018年7月、東日本銀行は、内部管理態勢および経営管理態勢に問題があったとして、銀行法第26条第1項にもとづき、業務改善命令を受けました。業務改善命令への対応として、2018年度に策定した業務改善計画にもとづき、組織・規程を整備したうえで運用の定着

に向けて各種施策を着実に実施し、法令等遵守態勢、顧客保護および顧客本位の業務運営態勢、内部監査態勢の確立に努めました。一方、当社では、東日本銀行の取り組み状況についてモニタリングを実施し、その結果認識した課題への対策を実施するよう東日本銀行を指導することで、業務改善計画の実効性を高めてまいりました。こうした取り組みの結果、2020年7月17日に業務改善命令に関する報告義務は解除となりました。

また、持続可能な収益性と将来にわたる健全性を確保するため、2019年11月に「東日本銀行Sunrise Plan」を策定し、抜本的な構造改革やコアビジネスの深化などに取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が大きい環境下においても、東日本銀行における2021年度の黒字化の達成を確実なものとするため、2020年11月にトップライン向上および店舗再編等の施策を追加した「Sunrise Plan～Next 100～」を策定し、企業価値向上に向けた取り組みをさらに強化しました。

（2020年度の業績）

【当社グループの連結業績等】

当社グループの連結業績につきましては、連結経常収益は、株式等売却益が減少したことなどにより、前年度比145億円減少の2,917億円となりました。連結経常費用は、国債等債券償還損の増加などにより、前年度比154億円増加の2,503億円となりました。その結果、連結経常利益は、前年度比299億円減少の414億円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度比212億円

減少の253億円となりました。

主要勘定の期末残高につきましては、預金が前年度末比1兆7,816億円増加の18兆152億円、貸出金が前年度末比6,514億円増加の13兆7,197億円となりました。

普通株式等Tier1比率は12.40%、総自己資本比率は13.66%と、リスクアペタイト・フレームワークの活用により、将来のリスクにも備えた十分な資本水準を維持しました。

2020年度は、以下の株主還元方針にもとづき、1株あたり配当金は17円といたしました。株主の皆さまへの還元の合計額は205億円となり、親会社株主に帰属する当期純利益の81%となりました。

<2020年度株主還元方針>

- ・資本の状況、成長投資の機会を勘案し、バランスのとれた株主還元をおこないます。
- ・配当性向35%以上を目標とし、1株あたり配当金の安定的な増加を目指していきます。
- ・市場動向、業績見通しなどを勘案のうえ、柔軟かつ機動的な自己株式の取得を実施します。

【横浜銀行の業績と主要勘定期末残高】

横浜銀行の業績につきましては、経常収益は、株式等売却益が減少したことなどにより、前年度比154億円減少の2,149億円となりました。経常費用は、国債等債券償還損の増加などにより、前年度比127億円増加の1,701億円となりました。その結果、経常利益は、前年度比281億円減少の448億円、当期純利益は、前年

度比201億円減少の304億円となりました。

主要勘定の期末残高につきましては、預金が前年度末比1兆6,063億円増加の16兆2,403億円、貸出金が前年度末比5,795億円増加の12兆1,328億円となりました。

【東日本銀行の業績と主要勘定期末残高】

東日本銀行の業績につきましては、経常収益は、国債等債券売却益が減少したことなどにより、前年度比5億円減少の282億円となりました。経常費用は、貸倒引当金繰入額の増加などにより、前年度比34億円増加の399億円となりました。その結果、経常損失は、前年度比39億円増加の116億円、当期純損失は、前年度比19億円増加の97億円となりました。

主要勘定の期末残高につきましては、預金が前年度末比1,902億円増加の1兆8,568億円、貸出金が前年度末比861億円増加の1兆6,646億円となりました。

【2行合算の業績と主要勘定期末残高】

横浜銀行、東日本銀行の2行合算業績につきましては、業務粗利益が前年度比169億円減少の1,832億円となり、また、実質業務純益も前年度比185億円減少の564億円となりました。

主要勘定の期末残高につきましては、預金が前年度末比1兆7,966億円増加の18兆972億円、貸出金が前年度末比6,656億円増加の13兆7,975億円となりました。

2行合算 業務粗利益の推移



2行合算 貸出金の推移



2行合算 実質業務純益の推移



2行合算 預金の推移



【企業集団の対処すべき課題】

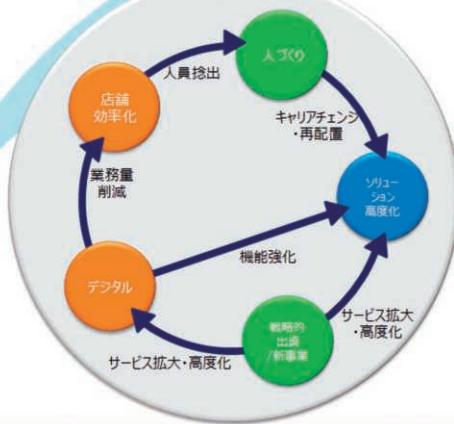
当社グループは、人口減少・高齢化やマイナス金利政策の長期化といった従来から続く厳しい経営環境に加えて、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の停滞、これに伴う企業の経営環境の悪化、新しい生活様式の浸透やデジタル化の加速など、経営環境の激しい変化に直面しています。こうした経営環境のもとで、ソリューション営業を高度化し、多様化・高度化するお客様のニーズに適切に対応することにより収益基盤の強化をはかっていくとともに、店頭オペレーション改革などの構造改革による生産性向上により経営効率を改善することで、収益力を着実に回復させることが重要な課題だと認識しております。また、こうした課題に対処していくためには、プロフェッショナル人材の育成など、持続的な成長を支える強い組織と人づくりの強化が不可欠であると認識しております。

2021年度に実現を目指す姿

レジリエンス*が高く、
持続的に収益を上げられる経営基盤の構築

Concordia Resilience System

SDGs/ESG経営



* : レジリエンスの定義→環境変化へ柔軟に適用し、それを糧に成長する力

解決すべき経営課題

- ✓ 収益力の改善
- ✓ OHRの抑制
- ✓ 業務の生産性向上
- ✓ プロフェッショナル人材の育成

2022年度以降

効率的な経営態勢

+

持続的な収益基盤

||

新たな成長ステージへ

こうした課題認識のもと、中期経営計画の最終年度となる2021年度は「構造改革の総仕上げの年」と位置づけ、中期経営計画で掲げた3つの基本方針にもとづき、ソリューション営業の高度化、店頭オペレーション改革、強い組織と人づくりの強化などの重点施策を加速・深化させ、「レジリエンスが高く持続的に収益を上げられる経営基盤の構築」を実現し、新たな成長ステージにつなげてまいります。

中期経営計画 基本方針1. コアビジネスの深化

法人のお客さまに対しては、本部専門人材のさらなる増強や支店長によるトップセールス活動の定着により、財務・資本政策等のアドバイザー業務やビジネスモデル再構築支援、事業承継支援などの投資銀行機能の強化を推し進めてまいります。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により加速したデジタル化に対応するデジタル化支援コンサルティングへの取り組みやお客さ

まのESG戦略を後押しするサステナブルファイナンスの新商品導入など、ソリューションメニューの拡充をはかってまいります。さらに、シンガポール支店や上海支店の海外拠点機能を活用し、成長地域であるアジアにおける海外ビジネス支援を強化してまいります。こうした取り組みを通じて、ソリューション営業の高度化を加速・深化させてまいります。

個人のお客さまに対しては、新たに取り扱いを開始した「横浜銀行ファンドラップ」を活用し、お客さまのライフプランや資産運用目的に応じて、お客さまに寄り添ったゴールベースアプローチでのポートフォリオ提案を強化することにより、お客さま一人ひとりのニーズにきめ細かく応えるソリューションを提供してまいります。また、グループ人員の再配置を含めた浜銀TT証券との連携強化などにより、グループベースでの預かり資産残高の拡大をはかってまいります。

中期経営計画 基本方針2. 構造改革による生産性向上

ペーパーレス化を実現する次世代タブレット端末「AGENT」の増設やキャッシュレス化を実現するクイックカウンタシステム（セルフ出納機）の本格展開などの店頭窓口でのオペレーション改革、多品種少量事務を集中処理するための業務サポートオフィスの本格稼働などを通じたバックレス化、そして法人口座開設WEB申込や残高証明書発行依頼のWEB受付などWEB上で完結する対象取引の拡充など、こうした一連の構造改革を加速させることで、すべての事務をダイレクトで完結させることを目指していくとともに、店舗を事務処理拠点から相談拠

点へと変革してまいります。

中期経営計画 基本方針3. 経営基盤の強化

「戦略的投資・出資等を活用した新たな事業領域への挑戦」に向けては、地域金融機関としてのコアビジネスの強化をはかるために、ソリューション提供力の強化に資する機能拡充をはかるとともに、今後予定される銀行の業務範囲拡大に係る規制緩和も踏まえつつ、「従来の銀行を超える新しい金融企業」への変革に向けた取り組みをはかってまいります。

「持続的成長を支える強い組織と人づくりの強化」に向けては、2020年度に導入した新人事制度の定着、高度な専門性を有するプロフェッショナル人材の採用・登用の強化、フレックスタイム制・テレワーク等の積極的な活用などによる働き方改革の深化などを通じて、従業員の新たな挑戦や成長を後押しする組織風土を醸成し、一人ひとりの働きがいやエンゲージメントを高めてまいります。また、一連の構造改革により捻出する人材を教育し営業部門へ再配置することによって、ソリューション営業の高度化につなげていきます。

「SDGsへの取り組み」においては、持続可能な社会や脱炭素への関心の高まりとともにサステナビリティへの取り組みの重要性が高まっているなか、当社グループでは、2030年度までの「サステナビリティ長期KPI」として、サステナブルファイナンス実行額2兆円、CO₂排出量26%削減（2013年度比）および金融教育受講者数10万人という目標を掲げてきましたが、2021年度は、2030年度までのCO₂排出量削減目標を50%に引き上

げるとともに、2050年度までにカーボンニュートラルを実現することを新たな目標とし、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを強化してまいります。また、当社グループの取り組みにとどまらず、地域や地域のお客さまの持続的な発展に貢献していくために、SDGsグリーンローン／ソーシャルローンなどの新商品を導入しサステナブルファイナンスへの取り組みを強化してまいります。

東日本銀行の企業価値向上に向けた取り組み

「Sunrise Plan ～Next 100～」のもと、東京都区部への経営資源集約や当社グループの本部機能の一元

化を軸とした「抜本的な構造改革」、既往先との取引拡大や横浜銀行との連携強化などによるソリューション営業の強化を軸とした「コアビジネスの深化」、取引先企業の実態把握や経営改善支援の強化等を軸とした「信用リスク管理の強化」を重点施策に掲げ、これらの施策を着実に推し進めることで、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が大きい環境下においても、2021年度の黒字化の達成を確実なものとしてまいります。

株主の皆さまには、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【参考：中期経営計画 3つの基本方針と10の重点施策】

基本方針	10の重点施策
1. コアビジネスの深化	①ホームマーケットにおける営業戦略
	②ソリューション営業の高度化
	③海外ビジネスの拡大
	④資金運用の多様化
2. 構造改革による生産性向上	⑤デジタル技術を活用したオペレーション改革
	⑥店舗チャネル改革
3. 経営基盤の強化	⑦戦略的投資・出資等を活用した新たな事業領域への挑戦
	⑧持続的な成長を支える強い組織と人づくりの強化
	⑨SDGsへの取り組み
	⑩資本政策

項目	2020年度 (実績)	目標指標	
		2021年度 (中計最終年度)	長期的に 目指すレベル
業務粗利益 RORA (連結) (注1)	2.3%	2%台半ば	2%台半ば
OHR (連結) (注2)	67.7%	60%程度	50%程度
ROE (連結) (注3)	2.3%	5%台半ば	7%程度
普通株式等 Tier1比率 (連結) (注4)	12.40%	12%程度	11%台半ば

- (注) 1. 業務粗利益RORA (連結) = 業務粗利益 ÷ リスクアセット
 2. OHR (連結) = 経費 ÷ 業務粗利益
 3. ROE (連結) = 親会社株主に帰属する当期純利益 ÷ 株主資本 (期首・期末平均残高)
 4. 普通株式等Tier1比率 = 普通株式等Tier1 ÷ リスクアセット

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	327,600	306,494	306,236	291,729
経常利益	98,022	80,373	71,354	41,405
親会社株主に帰属する 当期純利益	66,413	54,285	46,536	25,326
包括利益	72,343	35,802	△24,211	74,754
純資産額	1,154,002	1,160,147	1,103,972	1,159,099
総資産	18,660,581	18,947,097	18,927,937	21,577,398

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
営業収益	34,397	33,186	29,169	24,815
受取配当額	32,764	31,439	27,584	23,368
銀行業を営む子会社	32,764	31,439	27,584	23,368
その他の子会社	—	—	—	—
当期純利益	32,807	31,486	27,643	23,411
1株当たり当期純利益	円 銭 25 86	円 銭 25 21	円 銭 22 79	円 銭 19 40
総資産	955,081	977,235	993,328	1,017,466
銀行業を営む子会社株式等	879,639	879,639	879,639	879,639
その他の子会社株式等	—	—	—	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

使用人数	当年度末	
	銀行業務	その他の業務
	5,447人	548人

- (注) 1. 使用人数は、就業者数を記載しております。
 2. 使用人数は、海外の現地採用者を含み、嘱託および臨時従業員を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業

【株式会社横浜銀行】

① 営業所等

	当年度末		主要な営業所
	店	うち出張所	
神奈川県	177	5	本店営業部ほか
東京都	25	—	東京支店ほか
群馬県	3	—	桐生支店ほか
大阪府	1	—	大阪支店
愛知県	1	—	名古屋支店
国内計	207	5	
アジア	2	—	上海支店ほか
海外計	2	—	
合計	209	5	

- (注) 1. 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を3か所、内部事務等をおこなう施設を1か所設置しております。
 なお、ロンドン駐在員事務所については2020年10月に閉鎖しております。
 2. 該当がない場合、「—」で表示しております。

② 当年度新設営業所等

営業所名	所在地
シンガポール支店	5 Shenton Way #22-01, UIC Building, Singapore 068808

③ 株式会社横浜銀行が営む銀行代理業者等の状況

開始年月日	所属金融機関の商号又は名称
2021年2月15日	株式会社東日本銀行

【株式会社東日本銀行】

① 営業所等

	当 年 度 末		主要な営業所
	店	うち出張所	
東 京 都	56	2	本店営業部ほか
茨 城 県	13	—	水戸支店ほか
神 奈 川 県	8	—	横浜支店ほか
埼 玉 県	5	—	草加支店ほか
千 葉 県	3	—	柏支店ほか
栃 木 県	1	—	宇都宮支店
合 計	86	2	

- (注) 1. 上記のほか、当年度末において内部事務等をおこなう施設を3か所設置しております。
 2. 上記のうち、インターネット支店を東京都に含んでおります。
 3. 該当がない場合、「—」で表示しております。

② 当年度新設営業所等

営 業 所 名	所 在 地
府 中 支 店 新 小 金 井 出 張 所	東京都小金井市東町四丁目4番8号

③ 株式会社東日本銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
株 式 会 社 横 浜 銀 行	横浜銀行 鎌倉支店 神奈川県鎌倉市小町一丁目6番21号	普通銀行

□. その他の業務

- 浜銀TT証券株式会社 : 本社 (横浜市)、本店営業部 (ほか)
 浜銀ファイナンス株式会社 : 本社 (横浜市)、県央リース営業部 (ほか)
 横浜キャピタル株式会社 : 本社 (横浜市)
 株式会社浜銀総合研究所 : 本社 (横浜市)
 横浜信用保証株式会社 : 本社 (横浜市)
 東日本保証サービス株式会社 : 本社 (東京都台東区)

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業務	その他の業務	合計
設備投資の総額	14,481	249	14,730

- (注) 1. 単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記投資金額には、消費税および地方消費税を含んでおりません。

ロ. 重要な設備の新設、改修等

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資金額 (百万円)
銀行業務	株式会社 横浜銀行	川崎ビル	神奈川県川崎市	新築	店舗等	1,801
		事務センタービル	神奈川県横浜市	改修ほか	電源装置等	1,386
		本店	神奈川県横浜市	改修ほか	消火設備等	1,198

- (注) 1. 単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記投資金額には、消費税および地方消費税を含んでおりません。

ハ. 重要な設備の除却、売却等

該当ございません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ございません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみらい 三丁目1番1号	銀行業務	215,628百万円	100.00%	—
株式会社東日本銀行	東京都中央区日本橋 三丁目11番2号	銀行業務	38,300百万円	100.00%	—
株式会社はまぎん ビジネスチャレンジド	横浜市西区みなとみらい 三丁目1番1号	事務代行業務	30百万円	100.00% (100.00)%	—
株式会社バンクカードサービス	横浜市西区みなとみらい 三丁目1番1号	事務代行業務	200百万円	80.02% (80.02)%	—
浜銀T T証券 株式会社	横浜市西区みなとみらい 三丁目1番1号	証券業務	3,307百万円	60.00% (60.00)%	—
浜銀ファイナンス 株式会社	横浜市西区みなとみらい 三丁目1番1号	リース業務	200百万円	100.00% (100.00)%	—
横浜信用保証 株式会社	横浜市西区みなとみらい 三丁目1番1号	保証業務	50百万円	100.00% (100.00)%	—
横浜キャピタル 株式会社	横浜市西区みなとみらい 三丁目1番1号	ベンチャーキャピタル業務	300百万円	100.00% (100.00)%	—
株式会社浜銀総合 研究所	横浜市西区みなとみらい 三丁目1番1号	情報サービス・調査業務	100百万円	100.00% (100.00)%	—
スカイオーシャン・ アセットマネジメント 株式会社	横浜市西区みなとみらい 三丁目1番1号	証券投資信託委託業務	300百万円	34.00% (34.00)%	—
東日本ビジネス サービス株式会社	東京都中央区日本橋 三丁目11番2号	事務代行業務	10百万円	100.00% (100.00)%	—
東日本保証サービス 株式会社	東京都台東区台東四丁目 29番12号	保証業務	30百万円	100.00% (100.00)%	—
東日本銀ジェーシー ピーカード株式会社	東京都台東区台東四丁目 29番12号	クレジットカード業務	30百万円	90.00% (90.00)%	—
りそなブルダニア銀行 [PT Bank Resona Perdania]	5th & 6th Floor, Menara Mulia, Jl. Jenderal Gatot Subroto, Kav. 9-11, South Jakarta, 12930, Jakarta, Indonesia	銀行業務	4,050億 インドネシアルピア [3,078百万円]	30.00% (30.00)%	—
ストームハーバー 証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目 12番32号	証券業務	390百万円	49.90%	—

- (注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 資本金の円換算額は、決算日の為替相場により算出しております。
3. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の()内は間接議決権比率であります。
4. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
5. スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社、りそなブルダニア銀行、ストームハーバー証券株式会社は、当社の持分法適用関連会社であります。
6. 浜銀モーゲージサービス株式会社は、2020年3月31日付で解散し、同年6月22日付で清算終了しております。

ハ. 重要な業務提携の概況

- ① 株式会社横浜銀行および株式会社東日本銀行は、株式会社北陸銀行、株式会社北海道銀行および株式会社七十七銀行との間で、システム共同利用をおこなっております。
- ② 株式会社横浜銀行は、株式会社千葉銀行との間で、「業務提携に関する基本合意書」（千葉・横浜パートナーシップ）を締結し、営業部門を中心にさまざまな連携をおこなっております。

(7) 主要な借入先

該当ございません。

(8) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ございません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の様況

(年度未現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
大 矢 恭 好	代表取締役社長	株式会社横浜銀行 代表取締役頭取	
大 石 慶 之	取締役	株式会社東日本銀行 代表取締役頭取	
小 峰 直	取締役	株式会社横浜銀行 代表取締役常務執行役員	
鈴 木 嘉 明	取締役	株式会社横浜銀行 取締役執行役員	
秋 吉 満	取締役（社外役員）	みずほ丸紅リース株式会社 代表取締役社長 国際石油開発帝石株式会社 社外監査役	(注1)
山 田 能 伸	取締役（社外役員）		(注1)
依 田 真 美	取締役（社外役員）	相模女子大学学芸学部英語文化コミュニケーション学科 准教授 相模女子大学大学院社会起業研究科 准教授	(注1) (注3)
前 原 和 弘	常勤監査役		
前 川 洋 二	常勤監査役		(注2)
緒 方 瑞 穂	監査役（社外役員）	株式会社緒方不動産鑑定事務所 代表取締役	(注1)
橋 本 圭 一 郎	監査役（社外役員）	公益社団法人経済同友会 副代表幹事・専務理事 株式会社ファンケル 社外取締役 前田道路株式会社 社外監査役	(注1)
房 村 精 一	監査役（社外役員）	弁護士 日本化薬株式会社 社外取締役	(注1)

- (注) 1. 取締役秋吉満氏、取締役山田能伸氏、取締役依田真美氏、監査役緒方瑞穂氏、監査役橋本圭一郎氏および監査役房村精一氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
2. 常勤監査役前川洋二氏は、株式会社横浜銀行の主計室長として長年、財務・会計業務に携わるなど、豊富な業務経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役依田真美氏の戸籍上の氏名は、深沢真美であります。

(参 考)

当社は執行役員制度を採用しております。取締役を兼務していない執行役員の氏名、地位および子会社での地位は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏 名	地位及び子会社での地位
牧 野 圭 吾	執行役員 株式会社横浜銀行 取締役執行役員
粟 野 裕	執行役員 株式会社横浜銀行 執行役員
片 岡 達 也	執行役員 株式会社東日本銀行 取締役
小 貫 利 彦	執行役員 株式会社横浜銀行 執行役員 株式会社東日本銀行 執行役員
田 中 光 好	執行役員 株式会社東日本銀行 取締役

(2) 会社役員に対する報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

当社は、取締役会決議により取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（以下、「本方針」という。）を定めており、その内容の概要は以下のとおりです。なお、本方針の決定にあたっては、社外取締役のみで構成する報酬・人事委員会の審議を経ております。

①基本方針

- ・ 取締役の報酬等は、当社グループの持続的な成長の促進および中長期的な企業価値の向上をはかるうえで、適切なインセンティブとして機能する報酬体系とします。
- ・ 報酬体系は過度なリスクテイクを抑制しつつ、短期のみならず中長期的な企業価値向上および株主価値向上に資するものとします。
- ・ 報酬構成、報酬構成割合、報酬水準については、外部調査機関による役員報酬データや客観的な調査データ等をもとに、当社の業績・業態と類似する企業群等をベンチマークとして、定期的な比較・検証をおこない決定いたします。

②報酬構成および内容

[取締役（社外取締役を除く）]

A. 報酬構成

- ・「基本報酬」、「短期業績連動報酬」、「株式報酬」の構成としております。
- ・「基本報酬」の額、「短期業績連動報酬」および「株式報酬」の標準額については、役位別にその金額を定め、各報酬の構成割合は「基本報酬」66%、「短期業績連動報酬」17%、「株式報酬」17%としております（短期業績連動報酬および株式報酬が標準額支給の場合）。

B. 各報酬等の内容

(a) 基本報酬

- ・「基本報酬」は、役割や責任に応じて月次で金銭を支給いたします。

(b) 短期業績連動報酬

- ・「短期業績連動報酬」は、単年度の会社業績および個人の業務上の成果にもとづく評価に応じて年次で金銭を支給いたします。
- ・会社業績を評価する指標は、本業の収益力を示す「株式会社横浜銀行と株式会社東日本銀行との合算（以下、「2行合算」という。）の実質業務純益」および最終的な経営成績である「親会社株主に帰属する当期純利益」とし、競合他社との業績比較等を踏まえ、会社業績の結果に応じて役位別の基準額を決定いたします。役位別の基準額は、役位別の標準額を100とした場合、0%～150%の範囲で変動いたします。
- ・個人の業務上の成果については、期初に設定する目標（担当部門の予算達成・各施策の展開状況・リスク管理体制の整備など、担当部門等にもとづき個人別に5項目程度を設定）に対する達成度等を踏まえ評価し、役位別の基準額を100とした場合、個人の評価結果に応じて支給額は70%～130%の範囲で変動いたします。なお、最終的な会社業績および個人の業務上の成果にもとづく評価は、報酬・人事委員会の審議を経たうえで決定いたします。

＜会社業績＞
目標指標の達成状況等にもとづき決定
(0%～150%の範囲)

×

＜個人業績＞
個人の業務上の成果にもとづき決定
(70%～130%の範囲)

=

短期業績連動報酬

(c) 株式報酬

- ・「株式報酬」は、信託を活用し当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を交付および給付（以下、「交付等」という。）いたします。信託は、以下のとおり、「信託Ⅰ」および「信託Ⅱ」の2種類を設定しております。

(ア) 信託Ⅰ

- ・役位別の標準額に相当する当社株式等を、各役員の退任時に交付等をおこないます。

(イ) 信託Ⅱ

- ・役位別の標準額に、中期経営計画の業績目標の達成度等に応じた業績連動係数（業績達成度に応じて75%～200%の範囲で変動）を反映した額に相当する当社株式等を、中期経営計画終了時に交付等をおこないます。
- ・中期経営計画の業績目標の達成度を評価する指標は、中期経営計画の目標達成へのインセンティブを高めるため、現中期経営計画（2019～2021年度）における目標指標である以下の4項目としております。なお、最終的な業績連動係数は、非財務指標や定性事項を踏まえ、報酬・人事委員会の審議を経たうえで決定いたします。

(目標指標)

- ・業務粗利益RORA（連結）：中期経営計画における目標達成状況
- ・OHR（連結）：中期経営計画における目標達成状況
- ・ROE（連結）：中期経営計画における目標達成状況
- ・普通株式等Tier1比率（連結）：中期経営計画における目標達成状況

[社外取締役]

A. 報酬構成

- ・業務執行の監督をおこなう役割を踏まえ、業績連動性のある報酬制度とはせず、「基本報酬」のみとしております。

B. 報酬の内容

- ・「基本報酬」は、役割や責任に応じて月次で金銭を支給いたします。

ロ. 監査役の報酬等の内容

監査役の報酬等の内容は、監査役協議により決定しており、その内容は以下のとおりです。

①報酬構成

- ・監査役の中立性および独立性を確保する観点から、業績連動性のある報酬制度とはせず、「基本報酬」のみとしております。

②報酬の内容

- ・「基本報酬」は、役割や責任に応じて月次で金銭を支給いたします。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容の決定については、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価をおこなうことができる代表取締役社長が適任者であることから、株主総会の決議により決定した限度額等の範囲内で、取締役会決議により、代表取締役社長大矢恭好に一任しております。なお、当該権限の行使にあたっては、報酬・人事委員会の審議を経ることとしており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬等の内容が決定されていることから、取締役会はその内容が本方針に沿うものであると判断しております。

二. 株主総会の決議年月日及び当該決議の内容等

取締役の報酬等のうち金銭報酬である「基本報酬」および「短期業績連動報酬」は年額430百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）、監査役の報酬等は年額120百万円以内として、それぞれ2017年6月20日開催の株主総会にてご承認をいただいております。当該株主総会終了時点の取締役は7名（うち社外取締役3名）、監査役は5名です。また、金銭報酬とは別枠として、社外取締役を除く取締役の「株式報酬」は当社と委任契約を締結している執行役員を含め3事業年度を対象に、当社が拠出する金銭の上限を合計414百万円（信託Ⅰが160百万円、信託Ⅱが254百万円）、当社が1事業年度に付与するポイント数（当社株式数）の上限を373,700ポイント（信託Ⅰが145,200ポイント、信託Ⅱが228,500ポイント）として、2017年6月20日開催の株主総会にてご承認をいただいております。当該株主総会終了時点の本制度の対象となる取締役は4名、当社と委任契約を締結している執行役員は3名です。

ホ. 会社役員に対する報酬等の総額

(単位：人、百万円)

区分	支給人数	報酬等の 総額	報酬等の種類別の総額			
			金銭報酬		株式報酬	
			基本報酬 (固定)	短期業績 連動報酬	信託Ⅰ (非業績連動)	信託Ⅱ (業績連動)
取締役	11	146	112	11	10	10
監査役	6	80	80	—	—	—
計	17	226	192	11	10	10

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 後記「社外役員に対する報酬等」を含めた金額を記載しております。
 3. 取締役・監査役の支給人数・報酬等には、2020年6月19日に退任した取締役4名および監査役1名が含まれております。
 4. 短期業績連動報酬は、当事業年度中に会計上費用計上された金額を記載しております。
 5. 当社は信託を活用した株式報酬を導入しております。株式報酬には、当該制度にもとづき当事業年度に付与された株式交付ポイントに関する費用を記載しております。
 6. 業績連動報酬にかかる各指標の目標および実績は以下に記載しております。

[短期業績連動報酬]

短期業績連動報酬にかかる各指標の目標および実績は以下のとおりです。なお、短期業績連動報酬は、前年度の業績評価に応じて支給を決定しております。

指標	2019年度		2020年度	
	目標	実績	目標	実績
2行合算の実質業務純益	770億円	749億円	717億円	564億円
親会社株主に帰属する 当期純利益	550億円	465億円	400億円	253億円

[株式報酬 (信託Ⅱ部分)]

業績連動報酬である「株式報酬 (信託Ⅱ部分)」の現中期経営計画 (2019～2021年度) における各指標の目標は以下のとおりです。なお、当該指標の目標数値は、現中期経営計画の最終年度である2021年度の数値としております。

指標	目標 (2021年度)	実績 (2021年度)
業務粗利益RORA (連結)	2%台半ば	—
OHR (連結)	60%程度	—
ROE (連結) [※]	5%台半ば	—
普通株式等Tier1比率 (連結)	12%程度	—

※株主資本 (期首・期末平均残高) ベース

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
秋吉 満	会社法第423条第1項の責任について、その職務をおこなうにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
山田 能伸	
依田 真美	
前原 和弘	
前川 洋二	
緒方 瑞穂	
橋本 圭一郎	
房村 精一	

(4) 補償契約

該当ございません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間において、当社ならびに当社子会社である株式会社横浜銀行および株式会社東日本銀行の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料については全額会社が負担しております。

当該保険契約では、被保険者がおこなった行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金および争訟費用等が補償されます。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながらおこなった行為に対する損害等は補償対象外としております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
秋吉 満	みずほ丸紅リース株式会社 代表取締役社長 国際石油開発帝石株式会社 社外監査役
依田 真美	相模女子大学学芸学部英語文化コミュニケーション学科 准教授 相模女子大学大学院社会起業研究科 准教授
緒方 瑞穂	株式会社緒方不動産鑑定事務所 代表取締役
橋本 圭一郎	公益社団法人経済同友会 副代表幹事・専務理事 株式会社ファンケル 社外取締役 前田道路株式会社 社外監査役
房村 精一	弁護士 日本化薬株式会社 社外取締役

(注) 社外役員が役員等を兼職している他の法人等と当社との間には、開示すべき関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会および監査役会への出席状況	取締役会および監査役会における発言その他の活動状況
秋吉 満	1年9か月	当期開催の取締役会14回すべてに出席しております。	必要に応じ、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見にもとづき、発言をおこなっております。また、上記のほか、当社役員の報酬・人事等に関する事項を審議する報酬・人事委員会の委員として、当期開催の委員会のすべてに出席することなどにより、独立した客観的な立場から意見・提言をおこなうなど、経営陣の監督に務めております。
山田 能伸	9か月	取締役就任後に開催された取締役会11回すべてに出席しております。	必要に応じ、金融の専門家としての豊富な経験と幅広い知見にもとづき、発言をおこなっております。また、上記のほか、当社役員の報酬・人事等に関する事項を審議する報酬・人事委員会の委員として、取締役就任後に開催された委員会のすべてに出席することなどにより、独立した客観的な立場から意見・提言をおこなうなど、経営陣の監督に務めております。

氏名	在任期間	取締役会および監査役会への出席状況	取締役会および監査役会における発言その他の活動状況
依田真美	9か月	取締役就任後に開催された取締役会11回すべてに出席しております。	必要に応じ、経営学の専門家としての豊富な経験と幅広い知見にもとづき、発言をおこなっております。また、上記のほか、当社役員の報酬・人事等に関する事項を審議する報酬・人事委員会の委員として、取締役就任後に開催された委員会のすべてに出席することなどにより、独立した客観的な立場から意見・提言をおこなうなど、経営陣の監督に務めております。
緒方瑞穂	5年	当期開催の取締役会14回すべてに、また監査役会13回すべてに出席しております。	必要に応じ、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見にもとづき、発言をおこなっております。
橋本圭一郎	5年	当期開催の取締役会14回すべてに、また監査役会13回すべてに出席しております。	必要に応じ、銀行の幹部職や企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見にもとづき、発言をおこなっております。
房村精一	9か月	監査役就任後に開催された取締役会11回すべてに、また監査役会10回すべてに出席しております。	必要に応じ、法律の専門家としての豊富な経験と幅広い知見にもとづき、発言をおこなっております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：人、百万円)

区分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			当社子会社からの報酬等
			基本報酬(固定)	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
社外役員	9	63	63	—	—	1

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 社外役員に対する当社および当社子会社からの報酬等は基本報酬のみであります。
 3. 上記支給人数・報酬等には、2020年6月19日に退任した取締役2名および監査役1名が含まれております。

(4) 社外役員の意見

該当ございません。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	普通株式	3,000,000千株
	発行済株式の総数	普通株式	1,209,616千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 34,196名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	105,461 千株	8.72 %
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	65,254	5.39
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	60,422	4.99
明治安田生命保険相互会社	37,576	3.10
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 明治安田生命保険口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	36,494	3.01
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	36,412	3.01
日本生命保険相互会社	24,578	2.03
第一生命保険株式会社	21,994	1.81
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	21,950	1.81
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	18,425	1.52

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式数(679千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の種類および数
取締役（社外取締役を除く）	2人	当社普通株式 49,711株
社外取締役	—	—
監査役	—	—

（注）交付された株式数のうち24,711株は換価処分し、換価処分金相当額を給付しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人 トーマツ		(会計監査人の報酬等の額に監査役会が同意した理由)
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 木村 充 男	14	監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意をおこないました。 (会計監査人が対価を得ておこなう非監査業務の内容) 自己資本比率規制への対応に関する助言業務等
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青木 裕 晃		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 百瀬 和 政		

- （注）1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しており、その他欄に記載した会計監査人がおこなう非監査業務の対価は含まれておりません。
 3. 当社、子会社および子法人等が会計監査人である監査法人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は225百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 補償契約

該当ございません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、会社法の規定にもとづき、監査役全員の同意による解任（1.の場合に限ります。）または解任もしくは不再任に関する株主総会の議案の内容の決定を検討し、解任または不再任が妥当と判断した場合には、解任またはこれらの議案の内容の決定をおこないます。

1. 会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると判断される場合
2. 会社法、公認会計士法等の法令に違反する行為があったと認められる場合
3. 会計監査人としての独立性、監査の品質、その他総合的な監査能力等の観点から、監査を適切に遂行することが困難と判断される場合

ロ. 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が、当社の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類の監査をおこなっている事実

該当ございません。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ございません。

7 業務の適正を確保する体制

当社は、当社グループが法令・定款に適合し、かつ、適正に業務を遂行するために、以下のとおり内部統制システムを構築・運用するとともに、継続的な評価および必要な改善措置を講じることにより、実効性向上に努めています。

(内部統制システム構築の基本方針の概要)

内部統制システム構築の基本方針の制定、改定は取締役会で決議しております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役会は、当社グループのコンプライアンス基本方針等を定めた「コンプライアンス基本規程」を制定し、当社グループの全役職員に顧客保護、個人情報保護、反社会的勢力との関係遮断、マネー・ローンダリング防止等を含めた法令等遵守を徹底します。
- ロ. 取締役会は、「コンプライアンス会議（経営会議）」を設置し、当社グループのコンプライアンス実現のための具体的な実践計画として、基本方針に則した年度ごとの「コンプライアンスプログラム」を制定するとともに、当社グループ全体のコンプライアンスプログラムの進捗状況や、コンプライアンスの状況についてモニタリングを踏まえた管理・指導をおこなうことで実効性を高めます。
- ハ. 取締役会は、当社グループのコンプライアンスを統括する部署を設置し、コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスに関する業務をグループ一元的に管理・指導します。
- ニ. 取締役会は、コンプライアンス上問題のある事項について、当社グループの全役職員が当社のコンプライアンス統括部署へ直接報告できる体制を整備し、報告を受けた場合、コンプライアンス統括部署は、速やかに改善指導をおこなうとともに是正・改善措置を講じます。
- ホ. 取締役会は、当社グループから独立した立場にある社外取締役を複数選任することにより、社外の視点による監督機能の維持・向上をはかります。
- ヘ. 取締役会は、執行部門から独立した組織として監査部を設置し、監査部は、コンプライアンス態勢等の有効性および適切性について内部監査をおこないます。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報については、規程にもとづき各会議の議事録およびその他の文書等を保存・管理します。また、取締役および監査役はこれらの文書等を常時閲覧できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 取締役会は、「リスク管理の基本規程」を中心としたリスク管理関連規程を体系的に整備するとともに、当社グループ全体のリスク統括部署やリスクの種類ごとにリスク管理部署を定めることにより、当社グループ内のリスクの伝播や集中等を含めたリスク管理を適切におこなう態勢を構築します。
 - ロ. 取締役会は、収益・リスク・資本のバランスを考慮しつつ、経営として進んで受け入れるリスクの種類と量を明確化し、モニタリングする手法としてリスクアペタイト・フレームワークを定め、リスク管理全般に関するガバナンスの充実およびリスクカルチャーの醸成をはかります。
 - ハ. 取締役会および経営会議等は、当社グループのリスク管理を健全かつ効果的に実施するとともに、当社グループの戦略目標や外部環境の変化等を踏まえてリスク管理の方針・手続きを定期的かつ継続的に見直します。また、経営会議として設置する「ALM・リスク管理会議」は、当社グループが抱える各種リスクをグループ共通の枠組みで把握するとともに、把握したリスクを子会社の業務執行や管理態勢の整備等に活用することで、リスク管理の実効性を高めます。
- 二. 監査部は、リスク管理態勢等の有効性および適切性について内部監査をおこないます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

取締役会は、以下の体制を構築することにより、取締役の職務の執行の効率化をはかります。

- ① 代表取締役・取締役等によって構成される経営会議の設置
- ② 職務の権限に関する規程の制定による委任の範囲の明確化
- ③ 取締役会による経営方針および経営計画の策定
- ④ 取締役会および経営会議における業績および主要事項の進捗などの適切なグループ経営管理

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制

取締役会は、当社グループの財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本規程」を制定します。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 取締役会は、当社グループの経営管理に関する基本規程および協議・報告に関する規程を定め、当社と子会社の役割および権限を明確化することにより、当社グループの業務の適切性と効率性を確保します。
- ロ. 取締役会は、当社グループにおける経営資源配分の最適化をはかり、子会社のリスク管理、コンプライアンス等の態勢を整備します。
- ハ. 監査部は、当社グループの内部監査を統括し、当社グループの内部監査結果を当社の取締役および監査役に報告します。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、その使用人の取締役からの独立性に関する事項およびその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査役室を設置し、専属の職員を配置し、監査役の監査業務を補助します。
- ロ. 監査役室に属する職員の人事異動、人材評価等について、監査役へ事前に報告し、監査役は意見を付すことができるものとします。
- ハ. 監査役室に属する職員は、監査役の指示に従ってその職務を遂行します。

(8) 取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人が監査役会または監査役に報告するための体制その他の監査役会または監査役への報告に関する体制

- イ. 取締役および使用人が、当社グループにおいて、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為がなされている事実または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したとき、ならびに子会社の取締役、監査役および使用人が、当該会社においてそれらの事実があることを発見したときは、それらの者は、当該事実を直接あるいは間接的に当社の監査役会または監査役に報告します。
- ロ. 取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人は、その業務の執行状況等について、当社の監査役会または監査役に対して適切に報告します。
- ハ. 当社グループは、当社の監査役会または監査役への報告者に対して、いかなる不利益な取り扱いもおこないません。

(9) その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- イ. 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議等の会議および委員会に出席することができるものとします。
- ロ. 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、代表取締役の経営方針を確認するとともに、当社グループが対処すべき課題、取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をおこなうほか、会計監査人とも同様に積極的な意見交換をおこないます。
- ハ. 監査役は、会計監査人、監査部および子会社の監査役等と緊密に連携するとともに、当社グループの役職員と定期的に会合を持つことにより、実効的な監査をおこないます。
- ニ. 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断した場合には、監査部に対し、必要な調査の実施、報告等を指示することができるものとします。
- ホ. 監査役会は、内部監査基本計画および監査部長の任免について、事前に同意決議をおこないます。
- ヘ. 監査役は、監査部長の人材評価等について、事前に報告を受け、意見を付すことができるものとします。
- ト. 当社は、会社法第388条の定めに従い、監査役の請求にもとづき、必要な監査費用を支払います。

(内部統制システムの運用状況の概要)

当社は、当社グループの内部統制の態勢整備およびその運用状況を原則として年に1回、定期的に検証し、必要に応じて見直しをおこなっています。当事業年度は、2021年3月の取締役会において、検証をおこないました。

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

なお、2018年7月、東日本銀行は、内部管理態勢および経営管理態勢に問題があったとして、銀行法第26条第1項にもとづき、業務改善命令を受けておりましたが、2020年7月17日、業務改善命令に関する報告義務は解除となりました。当社は親会社として、引き続き東日本銀行の監督をおこない、内部管理態勢および経営管理態勢のさらなる強化に取り組んでいます。

(1) コンプライアンスに関する体制

- イ. コンプライアンス会議（経営会議）において2020年度コンプライアンスプログラムを制定し、役職員はその実践に努めました。

- ロ. 問題事例の再発防止や法令等違反の未然防止等に向けて、コンプライアンス会議（経営会議）を、原則として3か月に1回開催しております。当事業年度は、4回開催し、協議・決議等をおこないました。
- ハ. 当社グループの役職員等からコンプライアンス統括部署等への内部通報制度であるコンプライアンスホットラインを適切に運用し、問題事例等の通報に対して、コンプライアンス統括部署が是正・改善のために速やかに対応しました。
- 二. 内部通報制度の実効性を高めることによってコンプライアンス経営をより一層推進するため、指定登録機関の審査を受け、消費者庁所管の内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）を取得しました。

(2) リスク管理体制

- イ. 取締役会において制定した「リスク管理の基本規程」および各種リスク管理に関する基本規程をはじめとするリスク管理関連規程にもとづき、有効なリスク管理に努めました。
- ロ. 取締役会および経営会議は、各種リスクの水準や管理状況について定期的に報告を受け、各種リスクを適切に管理するうえで必要な決議を適時におこないました。
- ハ. 収益・リスク・資本のバランスを考慮しつつ、経営として進んで受け入れるリスクの種類と量を明確化し、モニタリングする手法としてリスクアペタイト・フレームワークを活用し、リスク管理全般に関するガバナンスの充実およびリスクカルチャーの醸成をはかりました。

(3) 取締役の職務執行の効率性確保および情報の保存・管理に関する体制

- イ. 取締役会は、取締役会の運営、経営会議の設置・運営および決裁権限に関する規程を定めています。また、当社の職制および業務分掌に関する規程は、経営会議等において定めています。
- ロ. 取締役会は、2019年度から2021年度までの3年間を対象期間とする中期経営計画のもとで、グループ経営方針やグループ総合予算を決定しました。また、取締役会および経営会議は、担当部署からの定期的な報告等にもとづき、グループ経営方針やグループ総合予算に照らした業績その他主要事項の進捗管理、経営管理をおこないました。
- ハ. 取締役会、経営会議等の議事録および取締役の職務の執行に係るその他の文書等は、関連規程に従い、適切に保存・管理しています。

(4) 財務報告の適正性確保に関する体制

取締役会において制定した「財務報告に係る内部統制基本規程」にもとづき、独立的評価部署であるリスク統括部が財務報告に関する内部統制の有効性を定期的に評価し、取締役会に報告しています。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 取締役会において制定した「グループ経営管理規程」にもとづき、取締役会は、子会社にて発生したグループ全体に大きな影響を及ぼす事項や内部統制上必要な事項等について、協議・決議等をおこないました。
- ロ. ALM・リスク管理会議を原則として毎月開催し、当社グループ内会社の業務実績やリスク管理の状況等について報告を受けるとともに、リスク管理をはじめとする内部管理態勢に関する方針協議等をおこないました。また、グループ営業戦略会議を原則として毎月開催し、当社グループ内会社の業務実績や各種経営目標の進捗状況について報告を受けるとともに、営業戦略に関する方針協議等をおこないました。
- ハ. 当社の監査部は、当社グループの業務運営の適正を確保する観点から、監査役室を除く当社のすべての部署・業務に加え、当社グループ内会社を対象に監査を実施したほか、当社グループの内部監査を統括し、取締役会等に内部監査結果を定期的に報告しています。

(6) 監査役監査の実効性確保に関する体制

- イ. 執行部門から独立した組織として監査役室を設置し、監査役の指示に従って監査役および監査役会を補佐する専任担当者を配置しています。
- ロ. 当社の取締役および使用人ならびにグループ内会社の取締役、監査役および使用人が直接あるいは間接的に当社の監査役会または監査役に対して必要な報告をおこなうことについては、周知徹底しています。
- ハ. 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち経営方針の確認と当社グループの課題等に関する意見の交換を実施しました。また、監査役は、当社および子会社の役職員、当社の会計監査人等との間で、定期的に会合をもつことや随時報告・説明を求めること等を通じて、情報の収集や意見の交換を実施しました。

- 二. 監査役会は、内部監査基本計画等について事前に同意決議をおこないました。
ホ. 監査役は、監査部長の人材評価等について事前に報告を受け、内容の審議をおこないました。

8 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみらい 三丁目1番1号	829,491百万円	1,017,466百万円

9 親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

10 会計参与に関する事項

該当ございません。

11 その他

(会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針)

当社は、利益水準や資本配分の状況に応じた柔軟な還元をおこなうため、中期経営計画期間中(計画期間2019年度から2021年度)の株主還元方針を以下のとおり定めております。

<中期経営計画期間中の株主還元方針>

- ・資本の状況、成長投資の機会を勘案し、バランスのとれた株主還元をおこないます。
- ・配当性向35%以上を目標とし、1株あたり配当金の安定的な増加を目指していきます。
- ・市場動向、業績見通しなどを勘案のうえ、柔軟かつ機動的な自己株式の取得を実施します。

連結計算書類

第5期末(2021年3月31日現在)連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	4,173,809	預金	18,015,297
コールローン及び買入手形	60,777	譲渡性預金	182,720
買入金銭債権	29,888	コールマネー及び売渡手形	174,786
特定取引資産	4,198	売現先勘定	2,441
有価証券	2,998,468	債券貸借取引受入担保金	155,394
貸出金	13,719,737	特定取引負債	57
外国為替	28,723	借入金	1,430,757
リース債権及びリース投資資産	71,768	外国為替	197
その他資産	281,409	社債	100,000
有形固定資産	166,802	信託勘定借	15,931
建物	56,311	その他負債	271,876
土地	93,138	賞与引当金	4,808
リース資産	7	役員賞与引当金	29
建設仮勘定	3,170	株式報酬引当金	323
その他の有形固定資産	14,173	退職給付に係る負債	536
無形固定資産	17,703	睡眠預金払戻損失引当金	1,390
ソフトウェア	17,225	偶発損失引当金	2,185
その他の無形固定資産	478	特別法上の引当金	25
退職給付に係る資産	45,736	繰延税金負債	256
繰延税金資産	11,629	再評価に係る繰延税金負債	16,402
支払承諾見返	42,878	支払承諾	42,878
貸倒引当金	△ 76,134	負債の部合計	20,418,298
資産の部合計	21,577,398	(純資産の部)	
		資本金	150,078
		資本剰余金	247,363
		利益剰余金	675,707
		自己株式	△ 1,342
		株主資本合計	1,071,806
		その他有価証券評価差額金	44,661
		繰延ヘッジ損益	△ 1,319
		土地再評価差額金	36,661
		為替換算調整勘定	△ 416
		退職給付に係る調整累計額	1,760
		その他の包括利益累計額合計	81,347
		新株予約権	51
		非支配株主持分	5,894
		純資産の部合計	1,159,099
		負債及び純資産の部合計	21,577,398

第5期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		291,729
資金運用収益	164,711	
貸出金利息	139,171	
有価証券利息配当金	20,945	
コールローン利息及び買入手形利息	564	
預け金利息	2,543	
その他の受入利息	1,486	
信託報酬	245	
役務取引等収益	66,706	
特定取引収益	2,782	
その他業務収益	44,723	
その他経常収益	12,560	
償却債権取立益	1,743	
その他の経常収益	10,816	
経常費用		250,324
資金調達費用	6,154	
預金利息	2,466	
譲渡性預金利息	26	
コールマネー利息及び売渡手形利息	503	
売現先利息	53	
債券貸借取引支払利息	193	
借入金利息	964	
社債利息	428	
その他の支払利息	1,518	
役務取引等費用	14,942	
特定取引費用	0	
その他業務費用	56,139	
営業経費	136,888	
その他経常費用	36,198	
貸倒引当金繰入額	26,003	
その他の経常費用	10,195	
経常利益		41,405
特別利益		104
固定資産処分益	104	
特別損失		5,194
固定資産処分損	3,315	
減損損失	1,872	
その他の特別損失	6	
税金等調整前当期純利益		36,315
法人税、住民税及び事業税	14,034	
法人税等調整額	△ 3,730	
法人税等合計		10,303
当期純利益		26,011
非支配株主に帰属する当期純利益		685
親会社株主に帰属する当期純利益		25,326

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

計算書類

第5期末(2021年3月31日現在)貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	37,413	流動負債	324
現金及び預金	1,146	未払費用	30
有価証券	31,000	未払法人税等	12
前払費用	10	預り金	79
未収収益	389	賞与引当金	64
未収還付法人税等	4,754	役員賞与引当金	10
その他	113	その他	127
固定資産	980,052	固定負債	100,836
有形固定資産	44	社債	100,000
工具、器具及び備品	44	株式報酬引当金	71
無形固定資産	30	長期預り金	765
商標権	2	負債の部合計	101,161
ソフトウェア	27	(純資産の部)	
投資その他の資産	979,977	株主資本	916,254
投資有価証券	25	資本金	150,078
関係会社株式	879,916	資本剰余金	683,742
関係会社長期貸付金	100,000	資本準備金	37,578
繰延税金資産	36	その他資本剰余金	646,164
資産の部合計	1,017,466	利益剰余金	83,775
		その他利益剰余金	83,775
		繰越利益剰余金	83,775
		自己株式	△ 1,342
		新株予約権	51
		純資産の部合計	916,305
		負債及び純資産の部合計	1,017,466

第5期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		24,815
関係会社受取配当金	23,368	
関係会社受入手数料	1,447	
営業費用		1,293
販売費及び一般管理費	1,293	
営業利益		23,522
営業外収益		452
受取利息	428	
有価証券利息	0	
その他	23	
営業外費用		533
社債利息	428	
社債発行費	104	
その他	0	
経常利益		23,441
特別損失		0
固定資産処分損	0	
税引前当期純利益		23,441
法人税、住民税及び事業税	27	
法人税等調整額	1	
法人税等合計		29
当期純利益		23,411

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木村 充男 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木 裕晃 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	百瀬 和政 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木村 充男 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木 裕晃 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	百瀬 和政 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループの2020年4月1日から2021年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受け、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等から構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月11日

株式会社 コンコルディア・フィナンシャルグループ 監査役会

常勤監査役	前原和弘	㊟
常勤監査役	前川洋二	㊟
監査役(社外監査役)	緒方瑞穂	㊟
監査役(社外監査役)	橋本圭一郎	㊟
監査役(社外監査役)	房村精一	㊟

以上

コンコルディア・フィナンシャルグループが取り組むSDGs

コンコルディア・フィナンシャルグループは、地域金融機関としてすべてのステークホルダーの皆さまの架け橋となり、社会的課題の解決に向けた企業活動に取り組むことで、地域社会とともに持続的に成長し、発展することをめざしています。

SDGsの達成目標は2030年ですが、私たちはさらにその先も見据えて、地域経済の活性化、まちづくり、人々の暮らしを豊かなものにする支援、環境に配慮した取り組みを進めてまいります。

グループSDGs方針

コンコルディア・フィナンシャルグループは、経営理念にもとづき、持続的な企業価値の向上を実現し、本業を通じて社会的課題を解決するとともに、地域の一員として地域貢献活動に取り組むことにより、社会の持続的な発展に貢献してまいります。

本方針のもと、当社グループはその取り組みについてステークホルダーと対話し、積極的な情報開示をおこないます。

サステナビリティ長期KPI

コンコルディア・フィナンシャルグループは、社会・環境の課題解決への基本姿勢を明確化するため、2020年11月に「サステナビリティ長期KPI」を策定しました。2021年5月には、2030年度までのCO₂排出量削減目標を26%から50%に上方修正し、あわせて2050年度までのカーボンニュートラル目標および再生可能エネルギー比率目標を新たに策定しました。

今後も地域金融機関として、グループ一体となって社会・環境課題の解決に資する取り組みを一層推進し、「サステナビリティ長期KPI」の達成を通じて、社会の持続的成長に貢献してまいります。



サステナビリティ長期KPI

1. サステナブルファイナンス（グリーンファイナンス）目標	
2030年度まで	
サステナブルファイナンス	2兆円
うち、グリーンファイナンス	1兆円（※1）
2. CO ₂ 排出量削減・再生可能エネルギー関連目標	
(1) 2030年度まで	
①CO ₂ 排出量削減目標	50%削減（※2）
②再生可能エネルギー電力使用比率	60%
(2) 2050年度まで	
①カーボンニュートラル（※3）	
②再生可能エネルギー電力使用比率	100%
3. 金融教育受講者数目標	
2030年度まで	
金融教育受講者数	10万人（※4）

- （※1）当社グループの環境・社会課題の分野を資金使途とする投融資、SDGsへの取り組みを支援または促進する投融資（グリーンファイナンスは、環境分野を資金使途とする投融資）の、2019年度から2030年度までの実行累計金額。
- （※2）従来CO₂排出量削減目標26%であったものを50%へ上方修正。
- （※3）CO₂排出量から吸収量と除去量を差し引いた合計をゼロ（ニュートラル）にする。
- （※4）当社グループの実施する各種金融セミナーや職場体験・出張授業などの金融教育受講者の、2019年度から2030年度までの総合計人数。

1. サステナブルファイナンス（グリーンファイナンス）への取り組み

- 「SDGsサステナビリティ・リンク・ローン」等の取り扱い



横浜銀行は、2021年4月よりESGに関する目標値への達成度合いに応じて金利引き下げ等のインセンティブを設定する「SDGsサステナビリティ・リンク・ローン」、環境改善や社会的課題解決の各種原則に基づいた適格プロジェクトに資金使途を限定する「SDGsグリーンローン/ソーシャルローン」の取り扱いを開始しました。

両商品とも資本市場協会（ICMA）等が公表している各種基準に準拠した融資であることについて、外部機関の評価（第三者評価）を取得するため、企業は本商品による資金調達を通じてSDGsへの取り組みを訴求することができます。

また、東日本銀行では、融資実行額の0.1%相当額を地方公共団体などSDGs推進につながる事業者へ寄付をする「寄付型SDGs推進ローン」を取り扱っています。



2. CO₂排出量削減・再生可能エネルギー関連への取り組み

■ 横浜銀行本店ビルで使用する電力を再生可能エネルギーへ切り替え



横浜銀行は、2021年4月より本店ビルで使用する電力を、神奈川県営水力発電所で発電する再生可能エネルギー「アクアdeパワーかながわ」に切り替えました。導入効果として、年間約2,451トン^(※1)(杉の木約17万本相当^(※2))のCO₂排出量を削減することができるほか、電気料金の支払いを通じて神奈川県の実施策の推進に貢献することができます。

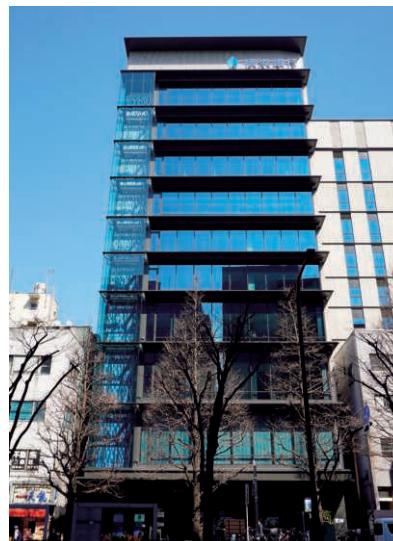
(※1) 2019年度の年間使用電力量実績により算出

(※2) 年間14kg/本のCO₂を吸収 (出典：林野庁)

■ 環境に配慮した「横浜銀行川崎ビル」の開設



横浜銀行は、2021年2月に川崎支店と同ビル内に行員用の研修施設を併設した「横浜銀行川崎ビル」を開設しました。「横浜銀行川崎ビル」は、太陽熱を利用した自然換気システムを採用しています。建物南側に縦型のシャフトを設けることにより、太陽光により暖められた空気を上昇させる仕組みの重力換気^{ひさし}を利用して、建物全体の自然換気をおこないます。建物南側の庇は、夏場の日射を遮り、冬場の日光を広く取り込めるように設計しており、建物内の空調負荷を低減するなど、環境に配慮したつくりとしています。





3. 金融教育への取り組み

- 「はまぎん おかねの教室」のウェブサイトを開設



横浜銀行は、地域の未来を担う子ども達の育成や地域のさらなる発展のため、金融リテラシーの普及・向上を責務と捉え、独自の金融経済教育プログラム「はまぎん おかねの教室」に取り組んでいます。

2020年12月には、今般のコロナ禍の社会情勢を踏まえ、オンラインによる教育機会を確保するため「はまぎん おかねの教室」のウェブサイトを開設しました。サイト内には銀行キャラクター「はまペン」が登場するほか、「おこづかいちょうの使い方」や「おかねの考え方」などの分かりやすい動画や金融クイズ、計算シミュレーションなど、子どもから大人まで楽しく学べるコンテンツをご用意しました。指導案やワークシートなどの各種コンテンツを手軽にダウンロードできるため、学校や地域コミュニティにおける教育現場で活用することも可能です。

日時

2021年6月22日(火曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

会場

横浜銀行 本店
はまぎんホール ヴィアマーレ
横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号 電話(045)225-1111(代表)



<新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお知らせ>

株主の皆さまにおかれましては、**新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から**、本株主総会につきましては、**極力、書面**またはインターネット等により**事前に議決権を行使いただき**、株主さまの健康状態にかかわらず、**株主総会当日のご来場をお控えいただく**よう強くお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻を変更する場合がございます。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.concordia-fg.jp/>)に掲載いたします。株主の皆さまにおかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、必ずご確認くださいませようお願いいたします。

◎株主さまへのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



地球環境に配慮した植物油インキを使用しています。